



2026年7月13日

各 位

会 社 名 あすか製菓ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 惣大
(コード番号 4886 東証プライム)
問い合わせ先 グループ経営企画部長 市川 学
(TEL. 03-5484-8366)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年7月13日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年8月12日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 53,600 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,259 円
(4) 処 分 総 額	121,082,400 円
(5) 処 分 先 及 び その人数並びに処分 株 式 の 数	当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)10名 32,000 株 (うち社外取締役 5名 2,000 株) 当社の取締役を兼務しない執行役員 1名 1,600 株 当社子会社の取締役 3名 6,700 株 当社子会社の執行役員 8名 13,300 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対する企業価値向上の持続的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2021年6月24日開催の臨時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、当社の社外取締役を除く取締役に対して、年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間から50年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

この度、当社における役員報酬制度の見直しの一環として、株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役①」という。)に対する本制度の内容を一部改定すること及び、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上に向けた経営の監督機能を最大限に発揮させることを目的として、新たに本制度の対象者に当社の監査等委員である取締役を除く

社外取締役(以下「対象取締役②」といいます。)を追加することにいたしました。(以下、対象者を総称して「対象取締役等」といいます。)

具体的には、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」を一部改定するとともに、対象取締役①の報酬と当社の業績の連動性を高めるべく、当社の取締役会が予め定める業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」を新たに導入することとし、本制度に基づき対象取締役①に対して支給する金銭報酬債権の総額は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円(うち対象取締役②に対して10百万円)以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内、合わせて年額140百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、また、対象取締役①に対して発行又は処分される当社普通株式の総数は、「在籍条件型譲渡制限付株式報酬」として年70,000株(うち対象取締役②に対して10,000株)以内、「業績条件型譲渡制限付株式報酬」として年70,000株以内、合わせて年140,000株以内(ただし、いずれの総数についても、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。))又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)にすることにつきご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、対象取締役①、対象取締役②に加え、上記同様の目的により、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社(以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。)の取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下、対象取締役等と併せて「割当対象者」と総称します。)を本制度の対象といたします。また、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各割当対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計121,082,400円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式53,600株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を50年としております。ただし、対象取締役②につきましては、社外取締役として長期に在籍することを想定していないことから、譲渡制限期間を15年としております。

自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者22名が対象会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当てを受けることとなります。本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりで

3. 本割当契約の概要

I. 在籍条件型譲渡制限付株式報酬

(1) 譲渡制限期間

割当対象者(対象取締役②を除く):2026年8月12日~2076年8月11日

対象取締役②:2026年8月12日~2041年8月11日

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)により退任又は退職した場合には、割当対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、割当対象者の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、割当対象者の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

Ⅱ. 業績条件型譲渡制限付株式報酬

(1) 譲渡制限期間

対象取締役①: 2026年8月12日～2076年8月11日

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人のいずれかの地位にあったこと、かつ、社の取締役会が予め定める指標（以下「業績目標」という。）を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 割当対象者の退任又は退職（ただし、死亡による退任又は退職の場合を含む）が、本業績目標の評価対象期間終了前の場合

理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

② 割当対象者の退任又は退職（ただし、死亡による退任又は退職の場合を含む）が、本業績目標の評価対象期間終了後の場合

(i) 譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合には、業績目標を達成したこと（又はその達成が確認されたこと）を条件として、当該退任、退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、割当対象者の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(ii) 譲渡制限の解除対象となる株式数

(i) で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、割当対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本業績目標が達成されたことを条件として、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本

割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第6期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月10日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,259円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上